司法書士

30分で学習成果をチェック!オンライン確認テスト 第9回 会社法① 問題用紙 解答用紙

上 東京リーガルマインド



SL23162

LEEC東京リーガルマインド

問題

- ①発起設立により株式会社を設立する場合,設立時取締役は,定款に記載された現物出資に関する 事項について裁判所が選任した検査役による調査がされたときであっても,その出資の履行が完 了していることを調査しなければならない。
- ②募集設立における発起人は、創立総会終了後において定款に発行可能株式総数の定めが設けられていない場合には、会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更してその定めを設けなければならない。
- ③設立時発行株式の数は、発起設立の場合には、発起人の全員の同意によって定めるが、募集設立の場合には、創立総会の決議によって定める。
- ④発起設立の場合において、発起人のうち出資の履行をしていないものがあるときは、発起人は、 当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をし なければならない旨を通知しなければならない。
- ⑤設立時取締役は、発起設立の場合には、発起人の全員の同意によって選任されるが、募集設立の場合には、創立総会の決議によって選任される。
- ⑥創立総会においては、その招集通知に設立の廃止の議題の記載又は記録がない場合でも、設立の 廃止の決議をすることができる。
- ⑦募集設立により設立しようとする会社が、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該 株式の取得について当該会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行うには、設 立時株主全員の同意を得なければならない。
- ⑧設立時募集株式の引受人は、創立総会に出席して議決権を行使した後は、その引受けが詐欺によることを理由として、その引受けを取り消すことができない。

1

LEEに東京リーガルマインド

- ⑨募集設立の場合には、株式会社の成立の時における現物出資財産の価額が当該現物出資財産について定款に記載された価額に著しく不足するときであっても、当該現物出資財産の給付を行った発起人以外の発起人は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときは、当該株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負わない。
- ⑩発起設立において、株式会社の成立の時における現物出資財産の価額が当該現物出資財産について定款に記載された価額に著しく不足する場合には、設立時取締役は、その職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明したときであっても、当該株式会社に対し、当該不足額を支払う義務を負う。
- ⑪会社法上の公開会社は、ある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役 を選任することを内容とする種類株式を発行することができない。
- ②会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において、会社は、株主総会における議決権について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
- ③株式会社は、譲渡制限株式の譲渡について承認しない旨を決定し、当該株式会社が当該株式を買い取ることとなった場合、1株当たりの純資産額に株式会社が買い取る対象株式の数を乗じて得た額を、譲渡の承認請求をした者に交付しなければならない。
- ④会社法上の公開会社でない株式会社においては、相続により株式を取得した者も、会社に対し、 その取得の承認を請求しなければならない。
- ⑤取締役会設置会社が株式の消却又は併合をするときは、株主総会の決議によらなければならないが、株式の分割又は株式無償割当てをするときは、取締役会の決議によって、これを行うことができる。
- ・協株式の併合又は分割をする場合には、効力を生ずる日の2週間前までに、株主及び登録株式質権者に対し、株式の併合又は分割をするに当たり定めた事項を通知し、又は公告をしなければならない。

2

- ⑰株式の分割は自己株式についてすることができるが、株式無償割当ては自己株式についてすることができない。
- ®株式会社(種類株式発行会社を除く。)が定款を変更して単元株式数を減少するには、株主総会の 決議によらなければならない。
- ⑩募集株式の引受人は、出資の履行をする債務と会社に対する債権とを相殺することができない。
- **2** 以上の種類の株式を発行する会社は、定款で特定の種類の株式のみに係る株券を発行するものと定めることができない。
- ②株券発行会社の株式の相続による移転は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。
- ②新株予約権者が株式会社の承諾を得て募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みに代えて金銭 以外の財産を給付する場合には、裁判所の選任に係る検査役の調査を受ける必要はない。
- ②募集新株予約権の引受人は、募集新株予約権の払込金額の全額の払込みを待たず、割当日に募集 新株予約権の新株予約権者となる。
- ②株式会社が募集新株予約権の発行手続により新株予約権を発行した場合には,資本金の額は増加 しない。
- ③譲渡制限新株予約権の譲渡等承認請求について,会社が承認をしない場合には,当該会社又は指 定買取人が当該新株予約権を買い取らなければならない。

3

ĽE□東京リーガルマインド

答案用紙

1		14	
2		15	
3		16	
4		17	
5		18	
6		19	
7		20	
8		21	
9		22	
10		23	
11		24	
12		25	
13	_	_	_

上 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2024 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

SL23162